# 農薬適正使用アドバイザーになりませんか？

県では、農薬の適正使用を推進する生産者の方を
『農薬適正使用アドバイザー』として認定しています。

**農薬適正使用アドバイザーとは**

農薬の適正使用及び取扱に関するリーダーとして、自ら実践し、かつ、地域の農業者や生産者グループ等に対し、次の項目について適切な指導助言等を行っていただきます。

（１）農薬使用者が遵守すべき使用基準の厳守
（２）農薬の特性、病害虫及び雑草の防除に関する正しい知識の習得
（３）農薬の使用状況の記帳　等

**認定要件**

農薬取締法を遵守する県内在住の方で、地域の指導的立場にある農業者や、農薬の安全使用を実践し各種施策に積極的に参加協力する農業者で、農薬適正使用アドバイザー認定研修を修了した方を認定しています。

**認定研修**

農薬適正使用アドバイザーの認定を受けようとする方に対し、毎年認定研修を実施しています。受講料は無料です。

**開催日等　令和８年１２月１日（火）**
（本会場）徳島県立農林水産総合技術支援センター
（サテライト会場）ＪＡ徳島県アグリあなん営農経済センター
（サテライト会場）徳島県美馬合同庁舎
※オンライン受講可能です

**申込締切り　令和８年１１月１７日（火）まで**

※ご不明な点がございましたら、最寄りの農業支援センター、または、下記の問合せ先へご連絡下さい。



**問合せ先　〒７７０－８５７０**
**徳島県徳島市万代町１－１**
**徳島県農林水産部生産流通課**
**グリーン農業担当**
**電話０８８－６２１－２４１１**